

## 産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)				
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は, 下欄に処理方法を記載)	最終処分		
積替え・保管を ( 含む <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">含まない</span> )				
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)				
No.	産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加	備考
1	燃え殻 (判定基準に適合しないものを除く。)			
2	汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。)	○		
3	廃油			
4	廃酸			
5	廃アルカリ			
6	廃プラスチック類	○		
	廃プリント配線板	○		
	廃容器包装	○		
	自動車等破砕物			
7	紙くず	○		
8	木くず	○		
9	繊維くず	○		
10	動植物性残さ			
11	動物系固形不要物			
12	ゴムくず	○		
13	金属くず	○		
	廃プリント配線板	○		
	鉛蓄電池の電極			
	鉛製の管又は板	○		
	廃容器包装	○		
	自動車等破砕物			
14	ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	○		
	廃ブラウン管	○		
	廃石膏ボード	○		
	廃容器包装	○		
	自動車等破砕物			
15	鉍さい			
16	がれき類	○		
17	動物のふん尿			
18	動物の死体			
19	ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)			
20	産業廃棄物処理物			
21	輸入された廃棄物			
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む	○		
	水銀使用製品産業廃棄物を含む	○		
	水銀含有ばいじん等を含む	○		
注 1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。 2 新規又は更新申請は, 申請を行うもの又は現に許可を受けているものに「新規現行」欄へ○印を付ける。 3 変更許可申請は, 現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に, 追加申請するものについて「変更追加」欄に, それぞれ○印を付ける。 4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に, 処分業は処分方法別に, 別葉で作成する。				